

小型の電動原動機付自転車の安全性対策について

1. 背景

- 近年、電動機を原動機とする2輪の一般原動機付自転車のうち、特定小型原動機付自転車と比べて最高速度が大きい等の特徴を有するペダル付きや立ち乗り型といった小型の新たなモビリティの普及が進みつつあるところ、安全な車両の普及を図る必要がある。

2. 概要

- 電動機を原動機とする2輪の一般原動機付自転車のうち、小型（長さ1.9m以下、幅1.3m以下、最高速度50km/h以下、車両重量55kg以下）のもの（以下「小型の電動原動機付自転車」という。）について、以下の考え方により、基準を策定する。
 - ① 小型の電動原動機付自転車は、車体や装置が小型・軽量であることを考慮し、接地部及び接地圧、乗車装置等については、現在、特定小型原動機付自転車に適用されている基準と同等のものを適用（車体、安定性及び電気装置については、新設）する。
 - ② 小型の電動原動機付自転車は、特定小型原動機付自転車に比べて最高速度が大きいことを考慮し、制動装置、速度計、かじ取り装置、灯火器類等については、現在、一般原動機付自転車に適用されている基準と同等のものを適用する。ただし、警音器及び後写鏡については、小型・軽量である等の車両特性に応じ、一般原動機付自転車に適用されている第2款基準※と同等の基準を適用する。

【適用日】

令和7年4月1日

※ 第2款基準とは、自動車製作者等により一定の型式として製作されたことが証明できない車両又は生産台数が極めて少数の車両等、型式として取り扱うことが適当でないと認められる車両に適用される基準をいう。一方、自動車製作者等が一定台数以上の生産を目的として設計・製造し、販売時に型式としての証明を行った車両等、型式として取り扱うことが適当と認められる車両に適用される基準を第1款基準といい、耐久試験、破壊試験等の基準を含む。

- メーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備し、確認を受けたものには確認済みの表示を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

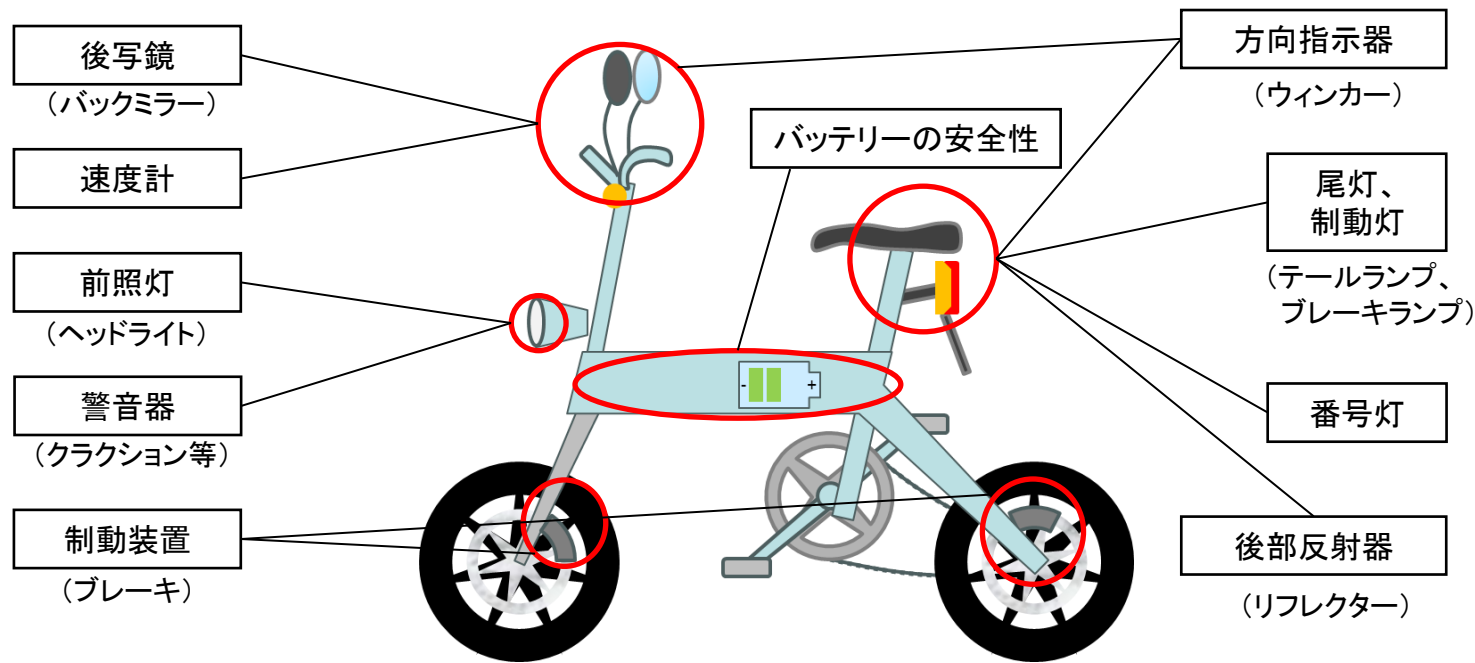
公 布：令和7年2月

施 行：令和7年2月

○ 小型の電動原動機付自転車※に適用する保安基準を策定し、安全な車両の普及を図る。

※電動機を原動機とする2輪の一般原動機付自転車のうち、小型(長さ1.9m以下、幅1.3m以下、最高速度50km/h以下、車両重量55kg以下)のもの

主な保安基準項目



保安基準適合性等の確認

- 小型の電動原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備する。
- 確認を受けた小型の電動原動機付自転車には、確認済みの表示を行う。

○ 小型の電動原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等との関係は以下のとおり。

小型の電動原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等の関係

	原動機の種類	
	内燃機関（総排気量125cc以下）	電動機（定格出力1kW以下）
一般原動機付自転車	一般原動機付自転車 （長さ2.5m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下） 小型の電動原動機付自転車 （長さ1.9m以下・幅1.3m以下・最高速度50km/h以下・車両重量55kg以下・二輪）	
特定小型原動機付自転車		特定小型原動機付自転車 （長さ1.9m以下・幅0.6m以下・最高速度20km/h以下、定格出力0.6kW以下）

（参考）販売中又は今後販売の可能性のあるペダル付き原付等の諸元の範囲

長さ【m】	幅【m】	高さ【m】	最高速度【km/h】	車両重量【kg】
1.1～1.3	0.5～0.8	0.6～1.3	25～45	17～40

（出典）一般社団法人日本電動モビリティ推進協会より聞き取り

小型の電動原動機付自転車の安全性対策について

○ 小型の電動原動機付自転車の保安基準について、特定小型原付の保安基準等を基に策定する。

	小型の電動原動機付自転車の保安基準	(参考)特定小型原付の保安基準	
諸元等	長さ1.9m以下、幅1.3m以下、最高速度50km/h以下、車両重量55kg以下であること	長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下であること	現行の特定小型原付の基準と同等 (車体、安定性及び電気装置については、新設)
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること	道路を破損するおそれのないものであること	
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること	
車体	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみが生じないようにしていること【新設】	堅牢で運行に十分耐えるものであること。乗車装置が確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみが生じないようにしていること	
安定性	一定のくぼみや段差の路面において安定した走行を確保し、運転者による制御が可能であること【新設】	一定のくぼみや段差の路面において安定した走行を確保し、運転者による制御が可能であること	
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること【新設】 協定規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク(電気用品安全法に基づく表示)	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること 協定規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク(電気用品安全法に基づく表示)	
制動装置	協定規則第78号に適合する2個の独立した操作装置を有し、確実に安全に減速及び停止を行うことができること	2個の独立した操作装置を有し、確実に安全に減速及び停止を行うことができ、制動停止距離が5m以下であること	
前照灯	夜間前方40mの距離の障害物を確認できること	夜間前方15mの距離の障害物を確認できること	
番号灯	夜間後方8mの距離から後面に取り付けた標識の番号等を確認できること		
尾灯	別添64「尾灯の技術基準」に適合するものであること	夜間後方300mから点灯を確認できること	現行の一般原付の基準と同等 (警音器及び後写鏡については、現行の一般原付の第2款基準)
制動灯	別添70「制動灯の技術基準」に適合するものであること	昼間後方100mから点灯を確認できること	
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること	
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なくとも左右1個ずつ取り付けられていること	
警音器	警報音発生装置の音が連続であること。音の大きさは前方7mの位置において112dB以下83dB以上であること	適当な音響を発するものであること	
後写鏡	容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること		特定小型原付特有の基準であるため、小型の電動原動機付自転車には不要
速度計	別添88「速度計の技術基準」に適合するものであること		
かじ取り装置	衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものであること		
速度抑制装置		別添127「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術基準」に適合するものであること	
最高速度表示灯		昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること 車道モード:緑色点灯、歩道モード:緑色点滅	